

令和3年度 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱

第1 趣旨

自治体・地域・集落における将来的な消滅可能性危機の打開等に向けた「地方創生」にあたり、都市と地方の交流促進や都市から地方への移住促進による定住人口の確保といった人口減少対策等が地方にとって大きな課題になっている。地方への移住・交流を一層推進するためには、移住を受け入れる地域において、地域の経済循環創出による雇用の場の創出や次世代の地域を担う若者や女性が活躍する地域づくりをはじめとする環境整備が必要となる。

一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）は、一般財団法人全国市町村振興協会の助成金等を財源に、「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援を行うため、「地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業」を行う。

なお、この事業は、市町村振興宝くじ（スマージャンボ宝くじ）の収益金の交付を受けて行うものである。

第2 助成対象団体

助成対象団体は、次の各団体とする。

- (1) 市町村（特別区を含み、指定都市（地方自治法第252条の19第1項）を除く。
以下同じ。）
- (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

第3 助成対象事業

1 助成対象事業は、将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する別表に掲げる事業とし、次の基準に適合するものとする。

- (1) 助成対象団体、または地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。
- (2) 事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるものであること。

ただし、別表の第1欄に定める事業区分のうち、イ 地域経済循環分析事業にあっては、助成終了後に地域経済の活性化への取組が実施されると認められるものであること。

- (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと。
- 2 助成対象事業は、令和3年4月1日から令和4年2月末日までに実施する事業とする。

第4 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象団体が実施する事業費、または事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費とする。

第5 助成金

- 1 助成金の額は、別表の第1欄に定める事業区分の別に、同表第2欄に定める金額を上限とする。
- 2 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。
- 3 助成金の額に1,000円未満の端数があるときには、助成金の額は、当該端数の金額を切り捨てた額とする。

第6 助成の申請手続

この要綱による助成を受けようとする市町村の長、広域連合の長、一部事務組合の長又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会の長（以下「助成対象団体の長」という。）は、都道府県知事を経由して、一般財団法人地域活性化センター理事長（以下「理事長」という。）に、令和3年2月9日までに助成申請書（様式第1号）を提出するものとする。

第7 助成の決定等

- 1 理事長は提出された助成申請書の内容を審査し、助成する事業及び助成金の額を決定するものとする。
- 2 前項により、助成を決定した場合は、理事長はその結果を都道府県知事を経由して助成対象団体の長に通知するものとする。

第8 事業内容の変更等

助成対象団体の長は、助成対象事業について、その内容を変更する必要が生じた場合又はやむを得ない事情により中止する場合には、変更・中止承認申請書（様式第4号）により、その理由と内容を、都道府県知事を経由して理事長に提出し、事前にその承認を受けるものとする。

第9 実績報告

助成対象団体の長は、助成対象事業の完了日から起算して1月を経過した日又は令和4年2月末日のいずれか早い日までに、都道府県知事を経由して理事長に実績報告書（様式第5号）を提出するものとする。

第10 助成金の交付

理事長は、実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨都道府県知事を経由して助成対象団体の長に通知するとともに、助成対象団体の長に助成金を交付するものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施のために必要な事項は、別に定める。

別表（第3・第5関係）

1 事業区分	2 助成金の上限
ア 地方創生人材育成伴走型支援事業	1件につき1,500千円
イ 地域経済循環分析事業	1件につき2,000千円
ウ 一般事業	1件につき1,500千円

各事業の内容については別に定める。